

日進市道の駅屋外LEDビジョン有料広告掲載要綱

令和 7年 7月31日
要 綱 第 54 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市有料広告掲載に関する要綱（平成18年日進市要綱第65号）に定めるもののほか、日進市道の駅屋外LEDビジョン（以下「LEDビジョン」という。）への有料広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載希望者の条件)

第2条 広告掲載希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を掲載しないものとする。契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の途中でであるもの
- (2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (3) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 市税等を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

(広告媒体)

第3条 広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。

設置場所	日進市本郷町前田33番地 日進市道の駅地域振興施設 休憩・情報発信施設外壁
LEDビジョン仕様	フルカラーLED 縦2,500mm×横4,500mm 3.91mmピッチ 音声無

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 掲載する広告は、静止画及び動画とする。
- (2) 広告の画面構成比率は、1枠当たり縦5、横9の縦横比とする。
- (3) 静止画及び動画の広告掲載時間は、1枠当たり15秒とする。

(広告のデザイン)

第5条 広告のデザインは、色彩、意匠等が、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 文字及び字幕は、背景とのコントラスト比が3：1以上であるもの

- (2) 文字表記及び絵柄が過密でないもの
- (3) 専門用語、省略語等を使用しない、平易な文を記載しているもの
- (4) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法（サブリミナル的手法）を使用していないもの
- (5) アニメーション等の映像手法に関するガイドライン（日本放送協会及び一般社団法人日本民間放送連盟）に準拠しているもの
- (6) 市及び第三者のイメージを損なうものでないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告デザインとして適当であると市長が認めるもの

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、月の初日からその月の末日までの1月を単位として掲載し、更新を妨げない。ただし、次に掲げるときは、広告を掲載しない。

- (1) 災害情報等の緊急情報を広く発信する必要があるとき
- (2) 道の駅地域振興施設の休館日
- (3) LEDビジョンに関連する設備の点検、修繕等を行うとき
- (4) LEDビジョンを用いて市がパブリックビューイングを行うとき
- (5) その他市長が掲載することが適当でないと認めるとき

（広告掲載料）

第7条 1 枠当たりの広告掲載料は、別表に定めるとおりとする。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告掲載希望者は、日進市有料広告掲載に関する要綱第6条に規定する広告掲載申込書に掲載を希望する期間を明記して、掲載を希望する月の前月の10日までに提出しなければならない。

（広告掲載の順位）

第9条 市長は、広告の審査の結果、その内容が適当であると認められる者が広告掲載の募集の数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載を決定する。

- (1) 第1順位 市内に事業所又は住所を有する者が行う広告
- (2) 第2順位 掲載希望期間の長い広告
- (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の広告

2 前項の規定により順位を決定してもなお掲載できる広告数が募集数を超えたときは、前項各号の順に、同順位の中で抽選をして決定する。

3 市長は、前2項の規定により順位を決定した結果を、その理由を付して通知する。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告掲載料を一括して納付しなければならない。

（免責）

第11条 市長は、天災、事故、故障、点検その他市の責めに帰することができない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、その責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第 1 2 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により広告掲載の取下げを希望する日の 1 週間前までに、市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は還付しない。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主については、取り下げた日の属する月の翌月以後にかかる納付済みの広告掲載料を還付するものとする。

(広告掲載料の還付)

第 1 3 条 市長は、広告主の責めに帰することができない事由（第 6 条第 1 項ただし書各号に掲げる場合を除く。第 3 項において同じ。）により、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月以後の納付済みの広告掲載料とする。

3 広告主の責めに帰することができない事由により、市長が広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載料を還付する。ただし、掲載できなかった日数が 1 日に満たないときは、広告掲載料の還付は行わない。

4 前項の規定により還付する広告掲載料は、当該月の掲載日数で除した額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割りによって計算して得た額（その額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

5 還付する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

種別	掲載期間	掲載時間	広告掲載料※
静止画及び動画	1 月	1 5 秒	1 0, 0 0 0 円

※広告掲載料には、消費税及び地方消費税を含まない。